

加 監 第 7 1 号

平成21年7月27日

加古川市長 樽 本 庄 一 様

加古川市監査委員 田 中 良 計

加古川市監査委員 西 尾 透

加古川市監査委員 村 上 孝 義

加古川市監査委員 末 澤 正 臣

平成20年度加古川市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の実施期間	1
第3	審査の方法	2
第4	審査の結果	2
1	健全化判断比率等の状況	3
(1)	実質赤字比率	3
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	8
(4)	将来負担比率	10
ア	将来負担額	12
(ア)	地方債の現在高	12
(イ)	債務負担行為に基づく支出予定額	13
(ロ)	公営企業債等繰入見込額	13
(ハ)	組合等負担等見込額	14
(ニ)	退職手当負担見込額	14
(ホ)	設立法人の負債額等負担見込額	14
(ヘ)	組合等連結実質赤字額負担見込額	14
イ	充当可能財源等	15
(イ)	充当可能基金額	15
(ロ)	充当可能特定歳入見込額	15
(ハ)	基準財政需要額算入見込額	16
(5)	資金不足比率	16
2	むすび	17

(注) 以下、文中及び各表中の金額等の記述は、次の要領による。

1. 文中及び各表中の金額は、千円単位で表示し、原則として表示単位未満を四捨五入したので、合計額と内訳の計、差引が一致しない場合がある。
2. 文中及び各表中の比率は、原則として表示単位未満を四捨五入したので、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
3. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「0.0」 ― 0又は該当数値はあるが単位未満のもの。
「 — 」 ― 該当数値のないもの及び算出不能又は無意味のもの。
4. 原則として各表中の元号は省略した。

平成20年度加古川市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率等の対象となる会計等

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
一般会計等	一般会計	[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	
	一般会計等に属する特別会計						公園墓地造成事業
							夜間急病医療事業
							緊急通報システム事業
							歯科保健センター事業
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業					
		老人保健事業					
		介護保険事業					
		生活安全共済事業					
		駐車場事業					
		後期高齢者医療事業					
	公営企業に係る特別会計	法非適用	公設地方卸売市場事業				
		法非適用	公共下水道事業				
		法非適用	農業集落排水事業				
		法適用	水道事業				
		法適用	病院事業				
一部事務組合・広域連合		[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	
地方公社・第三セクター等		[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	

- (注) 1. 「法適用」とは地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業、「法非適用」とは「法適用」以外の公営企業である。
 2. 資金不足比率は公営企業ごとに算定されるものである。

第2 審査の実施期間

平成21年7月10日から平成21年7月27日まで

第3 審査の方法

提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成され、各比率が適正に算定されているかどうかについて、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書類及び証書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して確認した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、正確に作成され、各比率はいずれも適正に算定されていると認められた。

なお、各比率は次のとおり、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っていた。

比率名		平成20年度	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		—	11.32%	20.00%
連結実質赤字比率		—	16.32%	40.00%
実質公債費比率		10.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率		108.1%	350.0%	
資金不足比率	公設地方卸売市場事業	—	20.0%	
	公共下水道事業	—	20.0%	
	農業集落排水事業	—	20.0%	
	水道事業	—	20.0%	
	病院事業	—	20.0%	

- (注) 1. 実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合、各比率は算定されないものであり、「—」と表示している。
2. 連結実質赤字比率の財政再生基準は30%であるが、平成21年度（平成20年度決算）及び平成22年度（平成21年度決算）については40%、平成23年度（平成22年度決算）については35%とする経過措置がある。

1 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定されるが、実質赤字額がない場合は算定されない。

$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--

(注) 1. 実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

2. 標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

一般会計等の実質収支等の状況は、次のとおりである。

一般会計等の実質収支等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)			
会計名	20年度	19年度	増減
一般会計	111,013	134,734	△ 23,721
公園墓地造成事業	139,368	166,525	△ 27,157
夜間急病医療事業	96,402	75,722	20,680
緊急通報システム事業	2,334	2,185	149
歯科保健センター事業	33,677	32,384	1,293
合 計 A	382,794	411,551	△ 28,757
標準財政規模 B	46,267,607	46,996,112	△ 728,505
実質赤字比率 A/B×100	—	—	—

平成20年度の一般会計等の実質収支額の合計額は、382,794千円の黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

各会計の状況を見ると、一般会計は111,013千円の黒字であるが、単年度収支は23,721千円の赤字である。ただし、留保財源等を加えた実質単年度収支は246千円の黒字である。

公園墓地造成事業会計は139,368千円の黒字であるが、単年度収支は27,157千円の赤字である。これは、造成費が増加したことによるものである。

夜間急病医療事業会計は96,402千円の黒字で、単年度収支も20,680千円の黒字である。

緊急通報システム事業会計は2,334千円の黒字で、単年度収支も149千円の黒字である。

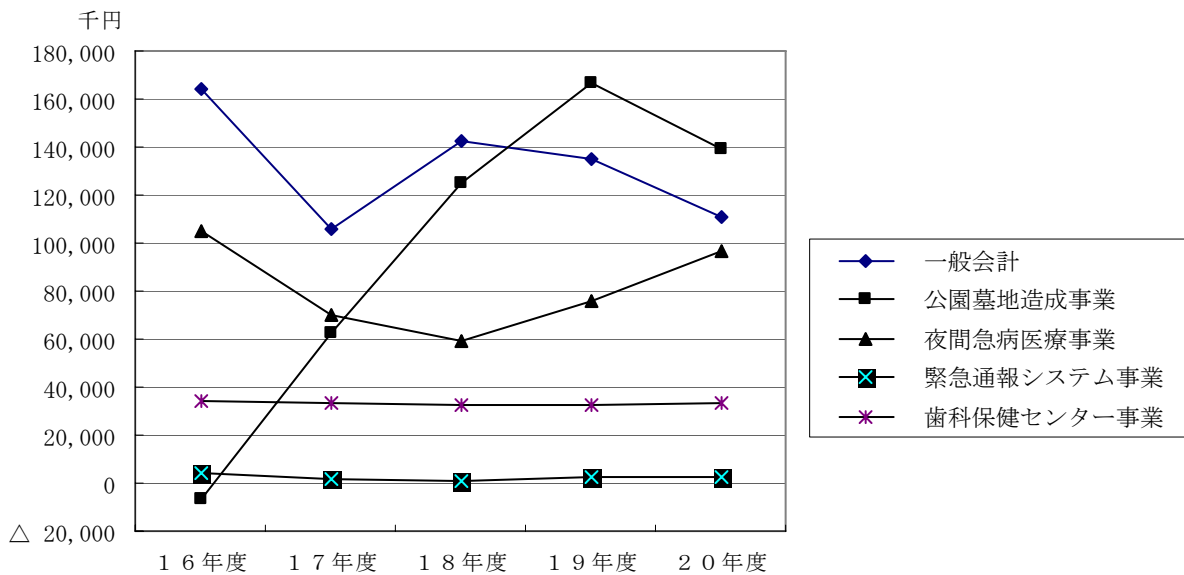
歯科保健センター事業会計は33,677千円の黒字で、単年度収支も1,293千円の黒字である。

<参 考>

一般会計等の実質収支の推移

(単位 千円)

会計名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般会計	164,154	105,510	142,698	134,734	111,013
公園墓地造成事業	△ 7,049	62,160	125,082	166,525	139,368
夜間急病医療事業	104,587	70,370	59,339	75,722	96,402
緊急通報システム事業	4,338	1,578	1,069	2,185	2,334
歯科保健センター事業	34,504	33,571	32,463	32,384	33,677
合 計	300,534	273,189	360,651	411,551	382,794



(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定されるが、全会計の連結実質赤字額がない場合は算定されない。

$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--

(注) 連結実質赤字額 = (イ+ロ) - (ハ+ニ)

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

各会計の実質収支又は資金剰余（不足）等の状況は、次のとおりである。

各会計の実質収支又は資金剰余（不足）等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

会計名	20年度	19年度	増減
一般会計等	382,794	411,551	△ 28,757
国民健康保険事業	0	△ 281,808	281,808
老人保健事業	△ 52,691	△ 186,615	133,924
介護保険事業	438,159	260,810	177,349
生活安全共済事業	25,643	25,352	291
駐車場事業	△ 70,826	△ 66,512	△ 4,314
後期高齢者医療事業	41,773	—	41,773
公設地方卸売市場事業	0	0	0
公共下水道事業	0	0	0
農業集落排水事業	0	0	0
水道事業	3,422,686	3,333,790	88,896
病院事業	3,235,441	4,311,605	△ 1,076,164
合計 A	7,422,979	7,808,173	△ 385,194
標準財政規模 B	46,267,607	46,996,112	△ 728,505
連結実質赤字比率 A/B×100	—	—	—

平成20年度全会計の実質収支額及び資金剰余（不足）額の合計額は、7,422,979千円の黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

一般会計等以外の状況を見ると、国民健康保険事業会計は収支均衡の決算であるが、単年度収支は281,808千円の黒字である。これは主に、保険料の改定によるものである。

老人保健事業会計は 52,691 千円の赤字であるが、単年度収支は 133,924 千円の黒字である。

介護保険事業会計は 438,159 千円の黒字で、単年度収支も 177,349 千円の黒字である。

駐車場事業会計は 70,826 千円の赤字で、単年度収支も 4,314 千円の赤字である。

水道事業会計は 3,422,686 千円の余剰資金があり、前年度に比べ 88,896 千円の増加である。

病院事業会計は 3,235,441 千円の余剰資金があるが、前年度に比べ 1,076,164 千円の減少である。これは主に、中央診療棟の建設及びそれに伴う医療機器等の購入に加え、診療収入の減少によるものである。

なお、公共下水道事業会計の実質収支は、平成 20 年度が 63,812 千円の赤字、平成 19 年度も 42,715 千円の赤字であるが、解消可能資金不足額が平成 20 年度 98,830 千円、平成 19 年度 47,477 千円であるため、健全化判断比率等の算定上は資金不足が発生していないことになる。

※解消可能資金不足額

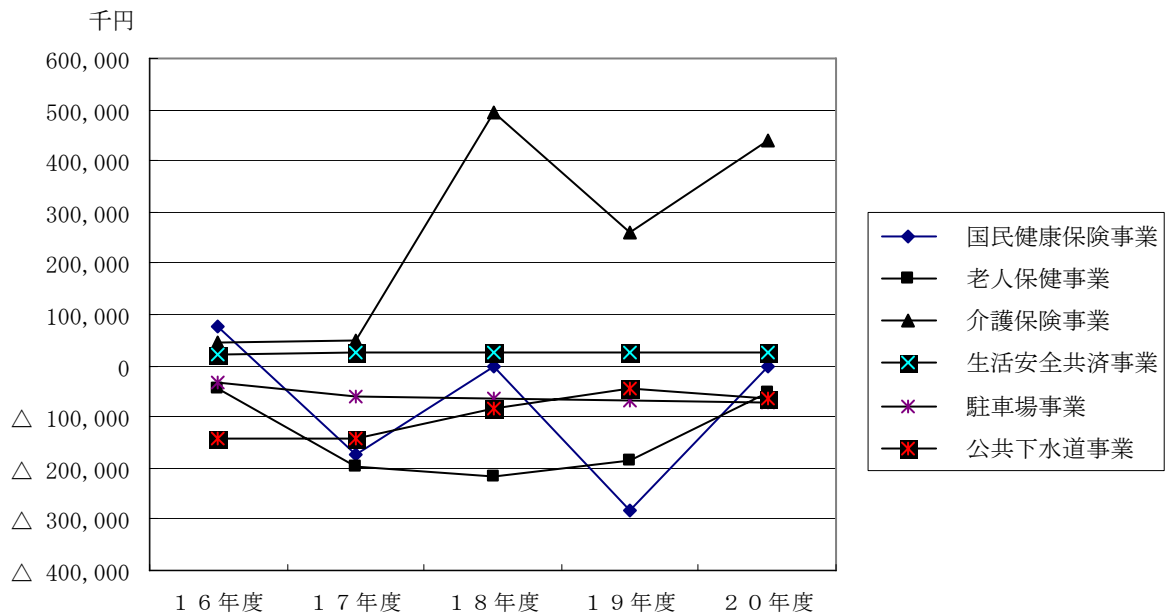
事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において資金の不足額から控除する一定の額で、公共下水道事業会計では事業用施設の減価償却期間と企業債の償還期間との差等により生じる資金不足額である。

<参 考>

一般会計等以外の会計の実質収支の推移

(単位 千円)

会計名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
国民健康保険事業	77,507	△ 175,335	0	△ 281,808	0
老人保健事業	△ 45,145	△ 195,434	△ 214,469	△ 186,615	△ 52,691
介護保険事業	44,866	48,131	495,424	260,810	438,159
生活安全共済事業	20,800	25,195	25,384	25,352	25,643
駐車場事業	△ 34,730	△ 60,216	△ 65,822	△ 66,512	△ 70,826
後期高齢者医療事業	—	—	—	—	41,773
公設地方卸売市場事業	0	0	0	0	0
公共下水道事業	△ 141,408	△ 143,065	△ 85,255	△ 42,715	△ 63,812
農業集落排水事業	0	0	0	0	0
合 計	△ 78,110	△ 500,724	155,262	△ 291,488	318,246



※収支均衡が続いている公設地方卸売市場事業会計及び農業集落排水事業会計並びに事業開始初年度の
後期高齢者医療事業会計は除いている。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が実質的に負担する公債費等の額の標準財政規模に対する比率（3か年平均）で、次の式から算定される。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債元利償還額} + \text{準元利償還額}) - (\text{特定財源} + \text{基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

(注) 1. 準元利償還額=イ+ロ+ハ+ニ+ホ

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

2. 基準財政需要額算入額は、元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額である。

なお、当比率は平成17年度決算から導入された指標であるが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い従来の算定方法が変更され、特定財源に都市計画税のうち公債費等に充当した部分を加算することとなっている。その結果、平成19年度の実質公債費比率は、平成18年度に比べ大きく低下している。

公債費等の状況は、次のとおりである。

公債費等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	20年度	増減	19年度	増減	18年度
地方債元利償還額 A	8,470,029	△ 77,693	8,547,722	△ 40,483	8,588,205
準元利償還額 B	4,894,346	△ 627,491	5,521,837	△ 290,525	5,812,362
特定財源 C	2,284,577	186,012	2,098,565	34,458	2,064,107
基準財政需要額算入額 D	7,497,365	△ 506,113	8,003,478	41,769	7,961,709
(A+B)-(C+D) E	3,582,433	△ 385,083	3,967,516	△ 407,235	4,374,751
標準財政規模 F	46,267,607	△ 728,505	46,996,112	374,192	46,621,920
(F-D) G	38,770,242	△ 222,392	38,992,634	332,423	38,660,211
実質公債費比率 (単年度) E/G×100	9.2	△ 0.9	10.1	△ 1.2	11.3 (16.5)
実質公債費比率 (3か年平均)	10.2	△ 0.7	10.9	△ 5.4	16.3

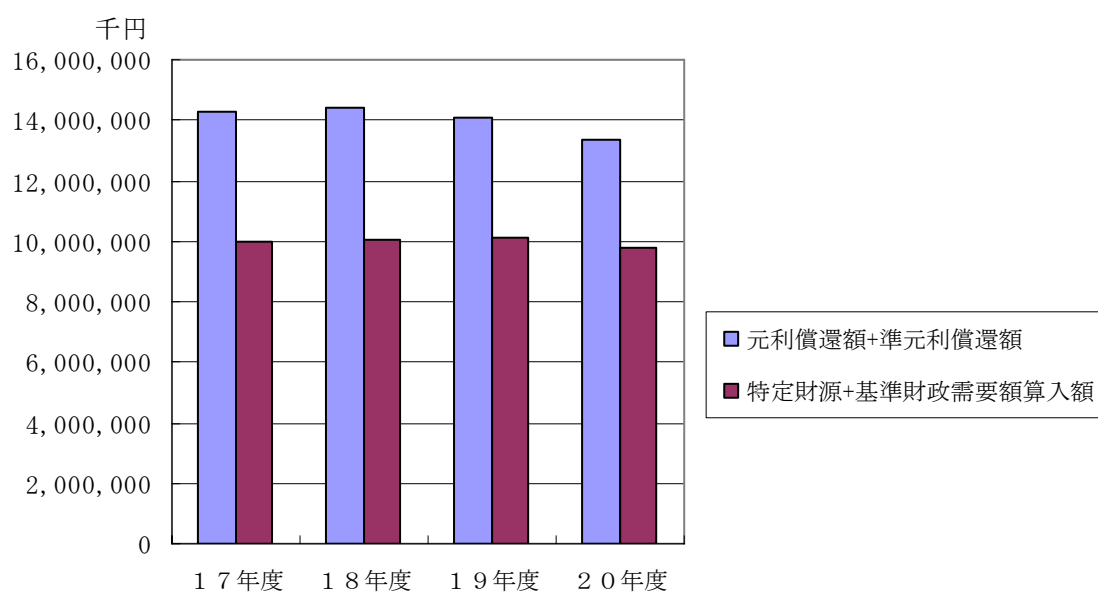
(注) 18年度の実質公債費比率 (単年度) の () 書きの数値は旧基準によるものである。

平成 20 年度の実質公債費比率は 10.2%で、前年度（10.9%）に比べ 0.7 ポイント低下しており、引き続き早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

<参 考>

公債費等の推移

(単位 千円)				
区 分	1 7 年 度	1 8 年 度	1 9 年 度	2 0 年 度
地方債元利償還額	8,517,112	8,588,205	8,547,722	8,470,029
準元利償還額	5,745,981	5,812,362	5,521,837	4,894,346
計 A	14,263,093	14,400,567	14,069,559	13,364,375
特定財源	2,210,373	2,064,107	2,098,565	2,284,577
基準財政需要額算入額	7,760,559	7,961,709	8,003,478	7,497,365
計 B	9,970,932	10,025,816	10,102,043	9,781,942
差 引 (A-B)	4,292,161	4,374,751	3,967,516	3,582,433
標準財政規模	46,051,586	46,621,920	46,996,112	46,267,607
実質公債費比率(単年度)	11.2	11.3	10.1	9.2



(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定される。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

(注) 1. 将来負担額=イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト+チ

- イ 一般会計等の地方債の現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額
 - ニ 市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる市からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 市が設立した法人の負債の額及びその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
2. 充当可能財源等=充当可能基金額+充当可能特定歳入見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

将来負担額等の状況は、次のとおりである。

将来負担額等の状況

区 分	(単位 金額：千円、比率：%)		
	20年度	19年度	増減
地方債の現在高	82,568,613	84,539,882	△ 1,971,269
債務負担行為に基づく支出予定額	22,664,581	24,935,678	△ 2,271,097
公営企業債等繰入見込額	48,354,560	47,606,186	748,374
組合等負担等見込額	0	0	0
退職手当負担見込額	19,253,430	19,828,540	△ 575,110
設立法人の負債額等負担見込額	518,912	1,204,788	△ 685,876
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
将来負担額 A	173,360,096	178,115,074	△ 4,754,978
充当可能基金額	13,738,579	14,900,757	△ 1,162,178
充当可能特定歳入見込額	29,097,969	29,584,291	△ 486,322
基準財政需要額算入見込額	88,588,634	89,796,712	△ 1,208,078
充当可能財源等 B	131,425,182	134,281,760	△ 2,856,578
(A-B) C	41,934,914	43,833,314	△ 1,898,400
標準財政規模 D	46,267,607	46,996,112	△ 728,505
基準財政需要額算入額 E	7,497,365	8,003,478	△ 506,113
(D-E) F	38,770,242	38,992,634	△ 222,392
将来負担比率 C/F×100	108.1	112.4	△ 4.3

平成 20 年度の将来負担比率は 108.1%で、前年度（112.4%）に比べ 4.3 ポイント低下しており、引き続き早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

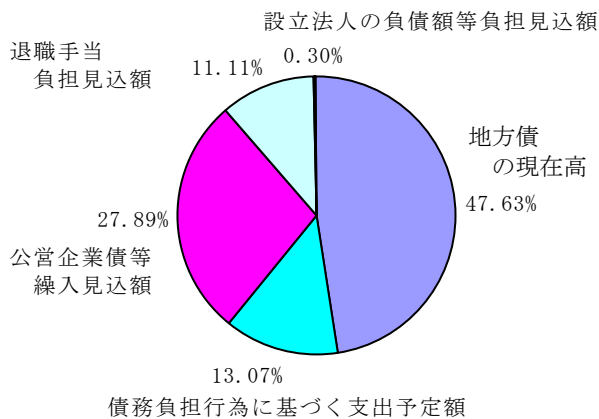
将来負担額等の構成割合

(単位 千円)

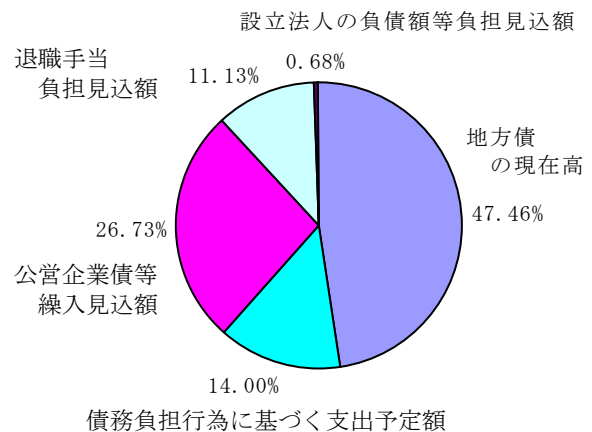
区 分	20年度	割合	19年度	割合
地方債の現在高	82,568,613	47.63%	84,539,882	47.46%
債務負担行為に基づく支出予定額	22,664,581	13.07%	24,935,678	14.00%
公営企業債等繰入見込額	48,354,560	27.89%	47,606,186	26.73%
退職手当負担見込額	19,253,430	11.11%	19,828,540	11.13%
設立法人の負債額等負担見込額	518,912	0.30%	1,204,788	0.68%
将来負担額	173,360,096	100.00%	178,115,074	100.00%
充当可能基金額	13,738,579	10.45%	14,900,757	11.10%
充当可能特定歳入見込額	29,097,969	22.14%	29,584,291	22.03%
基準財政需要額算入見込額	88,588,634	67.41%	89,796,712	66.87%
充当可能財源等	131,425,182	100.00%	134,281,760	100.00%

<将来負担額>

【平成20年度】

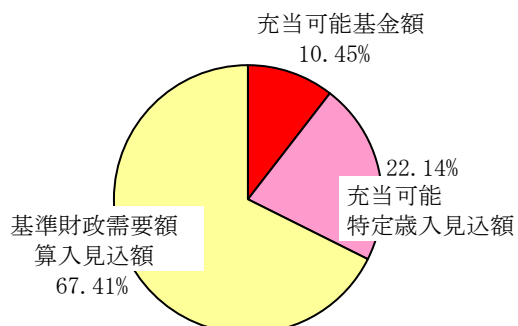


【平成19年度】

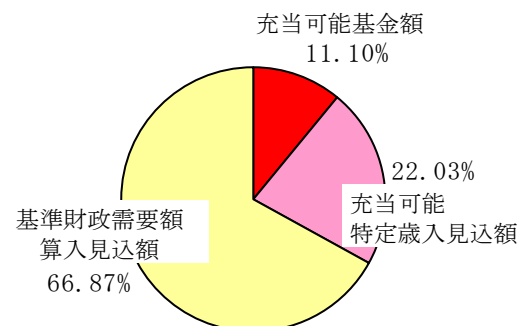


<充当可能財源等>

【平成20年度】



【平成19年度】



ア 将来負担額

(7) 地方債の現在高

一般会計等の地方債の現在高は 82,568,613 千円で、前年度に比べ 1,971,269 千円の減少である。

減少の主な要因は、臨時財政対策債が 1,165,166 千円増加したものの、一般会計債の衛生債が 1,089,861 千円、教育債が 890,953 千円及び土木債が 607,440 千円並びに減税補てん債が 702,354 千円減少したことによるものである。

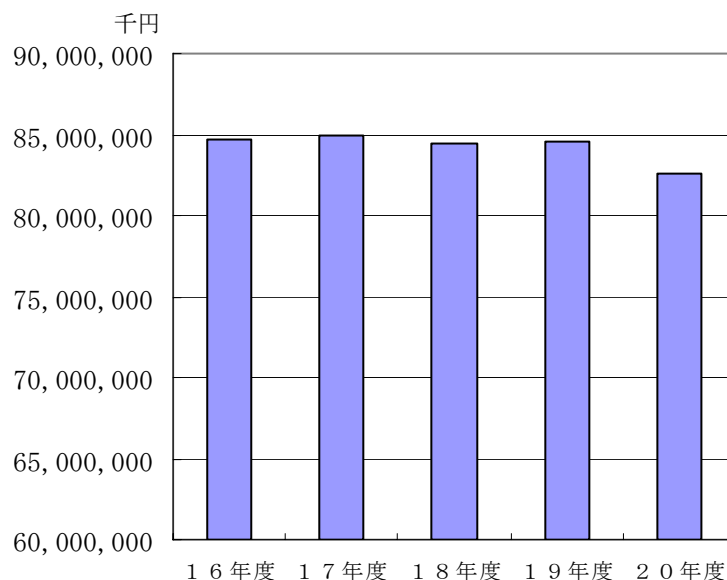
主な内訳は、一般会計債の土木債 29,279,027 千円、教育債 11,781,547 千円及び衛生債 9,102,141 千円並びに臨時財政対策債 17,838,233 千円である。

<参 考>

一般会計等の地方債残高の推移

(単位 千円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般会計等	84,683,036	84,979,953	84,455,822	84,539,882	82,568,613



(イ) 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく支出予定額は 22,664,581 千円で、前年度に比べ 2,271,097 千円の減少である。

減少の主な要因は、加古川市土地開発公社に対する依頼土地の買戻しに係るものが 2,015,238 千円減少したことによるものである。

主な内訳は、加古川市土地開発公社に対する依頼土地の買戻しに係るもの 19,527,824 千円及び P F I 事業に係るもの 2,776,847 千円である。

(ウ) 公営企業債等繰入見込額

公営企業債等繰入見込額は、公営企業債等の元金償還に対する一般会計等からの繰出見込額で、公共下水道事業のほか 6 会計に対するものである。

当年度の見込額は 48,354,560 千円で、前年度に比べ 748,374 千円の増加である。

増加の主な要因は、公共下水道事業に対する繰出見込額が 1,245,849 千円減少したものの、病院事業に対する繰出見込額が 1,856,559 千円増加したことによるものである。

主な内訳は、公共下水道事業に対する繰出見込額 39,235,138 千円、病院事業に対する繰出見込額 6,648,035 千円及び農業集落排水事業に対する繰出見込額 1,769,993 千円である。

公営企業債等繰入見込額の状況

(単位 千円)

会計名	20年度	19年度	増減
介護保険事業	13,678	12,408	1,270
駐車場事業	103,608	141,672	△ 38,064
公設地方卸売市場事業	47,860	57,196	△ 9,336
公共下水道事業	39,235,138	40,480,987	△ 1,245,849
農業集落排水事業	1,769,993	1,492,975	277,018
水道事業	536,248	629,472	△ 93,224
病院事業	6,648,035	4,791,476	1,856,559
合計	48,354,560	47,606,186	748,374

(エ) 組合等負担等見込額

当市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担等見込額であるが、加古川市外 2 市共有公会堂事務組合、東播磨農業共済事務組合及び兵庫県後期高齢者医療広域連合については、いずれも地方債現在高がないため負担等見込額は算出されない。

(オ) 退職手当負担見込額

退職手当負担見込額は、一般会計等が実質的に退職手当を負担する特別職を含む職員（平成 20 年度末退職者を除く。）が、平成 20 年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額である。

当年度の負担見込額は 19,253,430 千円で、前年度に比べ 575,110 千円の減少である。

(カ) 設立法人の負債額等負担見込額

設立法人の負債額等負担見込額は、当市が設立した法人の負債額のうち、一般会計等が負担するもの及び当市が損失補償を行っている債務等に係る一般会計等の負担見込額である。

当年度の負担見込額は 518,912 千円で、前年度に比べ 685,876 千円の減少である。

減少の主な要因は、(財)加古川市ウェルネス協会に対する負担見込額が 585,069 千円減少（皆減）したことによるものである。

主な内訳は、(財)加古川食肉公社に対する負担見込額 284,897 千円及び加古川再開発ビル株式会社に対する負担見込額 228,810 千円である。

なお、加古川市土地開発公社については、当年度末の負債額は 18,014,718 千円であるが、保有する現金及び預金と土地の取得価額の合計額が負債額を上回るため負担見込額は算出されない。

(キ) 組合等連結実質赤字額負担見込額

当市が加入する組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額であるが、

加古川市外 2 市共有公会堂事務組合、東播磨農業共済事務組合及び兵庫県後期高齢者医療広域連合については、いずれも実質赤字額又は資金不足額がないため負担見込額は算出されない。

イ 充当可能財源等

(7) 充当可能基金額

充当可能基金額は 13,738,579 千円で、前年度に比べ 1,162,178 千円の減少である。

減少の主な要因は、介護保険給付費準備基金が 532,075 千円増加したものの、職員退職手当基金が 1,556,352 千円減少したことによるものである。

主な内訳は、財政調整基金 4,394,301 千円、職員退職手当基金 3,208,370 千円及び市債管理基金 2,087,552 千円である。

充当可能基金額の状況

(単位 千円)

基金名	20年度	19年度	増減
奨学資金基金	12,900	12,900	0
財政調整基金	4,394,301	4,370,334	23,967
福祉コミュニティ基金	662,333	860,588	△ 198,255
日光山墓園管理基金	509,649	490,367	19,282
市債管理基金	2,087,552	2,083,060	4,492
職員退職手当基金	3,208,370	4,764,722	△ 1,556,352
介護保険給付費準備基金	1,266,782	734,707	532,075
国民健康保険事業基金	59,677	63,446	△ 3,769
公共施設等整備基金	1,425,564	1,520,633	△ 95,069
介護従事者処遇改善臨時特例基金	111,451	—	111,451
合計	13,738,579	14,900,757	△ 1,162,178

(イ) 充当可能特定歳入見込額

充当可能特定歳入見込額は 29,097,969 千円で、前年度に比べ 486,322 千円の減少である。

主な内訳は、都市計画税 28,291,573 千円及び公営住宅使用料 705,765 千円である。

(ウ) 基準財政需要額算入見込額

基準財政需要額算入見込額は 88,588,634 千円で、前年度に比べ 1,208,078 千円の減少である。

(5) 資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業における資金の不足額の事業の規模に対する比率で、次の式から算定されるが、資金不足が発生していない場合は算定されない。

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--

(注) 1. 資金の不足額

[法適用企業] : (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額

[法非適用企業] : (実質赤字額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

2. 事業の規模

[法適用企業] : 営業収益の額-受託工事収益の額

[法非適用企業] : 上記に相当する額

各会計の資金剰余(不足)等の状況は、次のとおりである。

各会計の資金剰余(不足)等の状況

(単位 金額:千円、比率:%)

事業名		資金剰余 (不足)額 A	事業の規模 B	資金不足比率 A/B
公設地方卸売 市場事業	20年度	0	82,642	—
	19年度	0	80,011	—
	増減	0	2,631	—
公共下水道 事業	20年度	0	4,742,858	—
	19年度	0	5,059,619	—
	増減	0	△ 316,761	—
農業集落 排水事業	20年度	0	18,191	—
	19年度	0	14,072	—
	増減	0	4,119	—
水道事業	20年度	3,422,686	4,602,203	—
	19年度	3,333,790	4,689,464	—
	増減	88,896	△ 87,261	—
病院事業	20年度	3,235,441	8,244,895	—
	19年度	4,311,605	8,647,841	—
	増減	△ 1,076,164	△ 402,946	—

平成 20 年度も各公営企業会計において資金不足は発生していないため、資金不足比率は算定されない。

なお、公共下水道事業会計は、前述したとおり実質収支は 63,812 千円の赤字であるが、解消可能資金不足額が 98,830 千円であるため、資金不足額は 0 千円となる。

2 むすび

平成 20 年度の健全化判断比率等のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに資金不足比率については、実質赤字あるいは資金不足が発生していないため前年度に引き続き算定されない。実質公債費比率は 10.2%で、前年度（10.9%）に比べ 0.7 ポイント低下し、引き続き早期健全化基準の 25.0%を下回っている。また、将来負担比率は 108.1%で、前年度（112.4%）に比べ 4.3 ポイント低下し、引き続き早期健全化基準の 350.0%を下回っている。その要因としては、厳しい財政状況の中、行財政改革に取り組み、職員定数の削減、事務事業の見直し、市債残高の削減や土地開発公社からの買戻しを積極的に行ってきたことなどが挙げられる。

しかしながら、健全化判断比率等は、全国共通の一定の基準に基づいて算定するものであり、算定結果が早期健全化基準等を下回っているからといって財政の健全性、公営企業の経営の健全性が確保できているとは言えない。また、健全化判断比率等の算定方法は複雑かつ専門的で、一般市民には非常に分かりづらいものであり、算定結果だけを見ると当市の財政状況は非常に良好であるとの印象を与えかねない。財政情報については、健全化判断比率等に反映されない課題や将来推計なども含め、また、地方公会計制度の改革に伴い平成 21 年秋頃に公表される予定の「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」及び「資金収支計算書」の財務書類 4 表と併せ、より一層市民に分かりやすく開示するよう努められたい。

平成 20 年度の健全化判断比率等の審査においては、特に問題となる点は認められなかったが、病院事業の経営状況には十分留意する必要があると考える。病院事業については、現在経営が非常に厳しくなっており、今後中央診療棟の建設及び最新の医療機器の導入など大規模投資に伴う負担の増加に加え、医師不足により収益がさらに悪化することが懸念される場所である。早急に医師の確保とともに、中央診療棟及び高度医療機器のよ

り積極的な活用を図り、収益の改善に努められたい。

日本経済は、昨年秋以降急激に悪化しており、本市においても歳入の根幹である市税の増収が望めない一方で、歳出においては職員退職手当基金があるものの団塊の世代の退職による多額の退職手当の支出や扶助費等の義務的経費が増加し、今後も厳しい財政状況が続くものと思われる。したがって、現在実施している加古川市行政経営改革プラン（第4次行革緊急行動計画）を着実に推進し、環境の変化に柔軟に対応できる体制を再構築するとともに、効率的な行財政運営に努め、さらなる財政の健全化を進められることを要望してむすびとする。